

資料編

1 環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準(昭和48年5月告示、ただし二酸化窒素については、昭和53年7月改正、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについては、平成9年2月告示)

環境基本法第16条による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という)及びその達成期間は、次のとおりとする。

①環境基準

ア 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。

イ アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

ウ アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

②達成期間

ア 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする。

イ 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。

ウ 二酸化窒素に係る環境基準は

(ア) 1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとして、その達成期間は原則として7年以内とする。

(イ) 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内

にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し又はこれを大きく上回ることとなるよう努めるものとする。

エ ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

別 表

| 物質 | 二酸化硫黄 | 一酸化炭素 | 浮遊粒子状物質 | 光化学オキシダント | 二酸化窒素 | ベンゼン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン |
|--------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 環境上の条件 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が0.1ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が0.20mg/m ³ 以下であること。 | 1時間値が0.06ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 |
| 測定方法 | 溶液導電率法又は紫外線蛍光法 | 非分散型赤外分析計を用いる方法 | 濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によつて測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法 | 中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はオゾンを用いる化学発光法 | ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法 | キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法 | キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法 | キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法 |

[備考] 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が10μm以下のものをいう。

2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。

(2) 水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)

① 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目 | 基準値 | 測定方法 |
|-----------------|---------------|---|
| カドミウム | 0.01mg/l 以下 | 日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | 規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法 |
| 鉛 | 0.01mg/l 以下 | 規格54に定める方法 |
| 六価クロム | 0.05mg/l 以下 | 規格65.2に定める方法 |
| 砒素 | 0.01mg/l 以下 | 規格61.2又は61.3に定める方法 |
| 総水銀 | 0.0005mg/l 以下 | 付表1に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | 付表2に掲げる方法 |
| PCB | 検出されないこと。 | 付表3に掲げる方法 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/l 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/l 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/l 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/l 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/l 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/l 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/l 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 0.03mg/l 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/l 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,3-ジクロロプロパン | 0.002mg/l 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法 |
| チカラム | 0.006mg/l 以下 | 付表4に掲げる方法 |
| シマジン | 0.003mg/l 以下 | 付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/l 以下 | 付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | 0.01mg/l 以下 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| セレン | 0.01mg/l 以下 | 規格67.2又は67.3に定める方法 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/l 以下 | 硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法 |
| ふつ素 | 0.8mg/l 以下 | 規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法 |
| ほう素 | 1mg/l 以下 | 規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法 |

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

② 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

ア 河川(湖沼を除く。)

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 基 準 値 | | | | | 該当水域 |
|----------|---|-----------------|---------------------------------|------------------------------|---------------|------------------------------|---|
| | | 水素イオン 濃度(pH) | 生物化 学的 酸素要 求量 (BOD) | 浮遊物質 量(SS) | 溶存酸素 量(DO) | 大腸菌群 数 | |
| AA | 水道1級 自然環境保 全 及びA以下 の欄に掲げ るもの | 6.5以上8.5 以下 | 1mg/l 以下 | 25mg/l 以下 | 7.5mg/l 以上 | 50MPN/ 100ml 以下 | 1、千種川上流(千種町室橋から上流) 2、岸田川上流(岸田川発電所放流水合 流点から上流) 3、矢田川上流(秋岡橋から上流) |
| A | 水道2級 水産1級 水浴 及びB以下 の欄に掲げ るもの | 6.5以上8.5 以下 | 2mg/l 以下 | 25mg/l 以下 | 7.5mg/l 以上 | 1,000MPN /100ml 以下 | 1、武庫川上流(三田市大橋から上流) 2、加古川上流(篠山川合流点から上流) 3、市川上流(仁豊野橋から上流) 4、夢前川上流(蒲田橋から上流) 5、揖保川上流(林田川合流点から上流) 6、千種川下流(千種町室橋から下流) 7、円山川上流(出石川合流点から上流) 8、岸田川下流(岸田川発電所放流水合 流点から下流) 9、矢田川下流(秋岡橋から下流) 10、竹野川(全域) 11、佐津川(全域) |
| B | 水道3級 水産2級 及びC以下 の欄に掲げ るもの | 6.5以上8.5 以下 | 3mg/l 以下 | 25mg/l 以下 | 5mg/l 以上 | 5,000 MPN/100 ml 以下 | 1、猪名川上流(箕面川合流点から上流) 2、武庫川中流(三田市大橋から仁川合 流点まで) 3、明石川上流(伊川合流点から上流) 4、加古川下流(篠山川合流点から下流) 5、市川下流(仁豊野橋から潮止えん堤ま で) 6、夢前川下流(蒲田橋から潮止えん堤ま で) 7、揖保川下流(林田川合流点から下流) 8、円山川下流(出石川合流点から港大 橋まで) 9、志染川(呑吐ダム上流端から上流) 10、船場川上流(保城橋から上流) |
| C | 水産3級 工業用水1級 及びD以下 の欄に掲げ るもの | 6.5以上8.5 以下 | 5mg/l 以下 | 50mg/l 以下 | 5mg/l 以上 | — | 1、武庫川下流(仁川合流点から下流) 2、明石川下流(伊川合流点から下流) 3、伊川(全域) 4、庄下川(全域) 5、昆陽川(全域) 6、夙川(全域) 7、船場川下流(保城橋から下流) 8、別府川(全域) |
| D | 工業用水2級 農業用水 及びEの欄 に掲げるも の | 6.0以上8.5 以下 | 8mg/l 以下 | 100mg /l 以下 | 2mg/l 以上 | — | 1、喜瀬川(全域) |
| E | 工業用水3級 環境保全 | 6.0以上8.5 以下 | 10mg/l 以下 | ごみ等の 浮遊が認 められな いこと。 | 2mg/l 以上 | — | 1、猪名川下流(箕面川合流点から下流 (藻川を含む)) 2、神崎川(安威川、猪名川を除く神崎川) 3、福田川(全域) 4、谷八木川(全域) |

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 基 準 値 | | | | | 該当水域 |
|----------|--|-----------------|-------------------------|---|---------------|-----------|------|
| | | 水素イオン 濃度(pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 量(SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群 数 | |
| 測 定 方 法 | 規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 | 規格21に定める方法 | 付表8に掲げる方法 | 規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 | 最確数による定量法 | | |

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
 試料10m l、1m l、0.1m l、0.01m l……のように連続した4段階(試料量が0.1m l以下の場合は1m lに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醸酵管に移植し、35~37°C、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100m l中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適切に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができるときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

- (注)
- 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級:コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b 湖沼(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

(a) 一般項目

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | | 該当水域 |
|--|---|--|---------------|------------------|---|--------------------------|---------------------------------------|
| | | 水素イオン濃度(pH) | 化学的酸素要求量(COD) | 浮遊物質量(SS) | 溶存酸素量(DO) | 大腸菌群数 | |
| AA | 水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上8.5 以下 | 1mg/l 以下 | 1mg/l 以下 | 7.5mg/l 以上 | 50MPN /100ml 以下 | — |
| A | 水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上8.5 以下 | 3mg/l 以下 | 5mg/l 以下 | 7.5mg/l 以上 | 1,000MPN /100ml 以下 | 千苅水源池 (千苅ダムのえん堤及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域) |
| B | 水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの | 6.5以上8.5 以下 | 5mg/l 以下 | 15mg/l 以下 | 5mg/l 以上 | — | — |
| C | 工業用水2級 環境保全 | 6.0以上8.5 以下 | 8mg/l 以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと。 | 2mg/l 以上 | — | — |
| 測定方法 | | 規格12.1に定める方法 又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 | 規格17に定める方法 | 付表8に掲げる方法 | 規格32に定める方法 又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 | 最確数による定量法 | X |
| 備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 | | | | | | | |

- (注)
- 1 自然環境保全:自然探勝等の環境の保全
 - 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(b) 栄養塩類

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | 該当水域 |
|----------|--|-------------------------|--------------|------|
| | | 全窒素 | 全燐 | |
| I | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの | 0.1mg/l 以下 | 0.005mg/l 以下 | |
| II | 水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの | 0.2mg/l 以下 | 0.01mg/l 以下 | |
| III | 水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの | 0.4mg/l 以下 | 0.03mg/l 以下 | |
| IV | 水産2種及びVの欄に掲げるもの | 0.6mg/l 以下 | 0.05mg/l 以下 | |
| V | 水産3種 工業用水 農業用水 環境保全 | 1mg/l 以下 | 0.1mg/l 以下 | |
| 測定方法 | | 規格45.2、45.3又は45.4に定める方法 | 規格46.3に定める方法 | |

備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種:コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 海域

(a) 一般項目

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基 準 値 | | | | | 該当水域 |
|----------|--|--|--|---|---------------------------|-----------------|--|
| | | 水素イオン濃度(pH) | 化学的酸素要求量(COD) | 溶存酸素量(DO) | 大腸菌群数 | n-ヘキサン抽出物質(油分等) | |
| A | 水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるものの | 7.8以上8.3 以下 | 2mg/l 以下 | 7.5mg/l 以上 | 1,000MPN /100m l 以下 | 検出されないこと。 | 大阪湾(3)~(5) 播磨海域(13) 播磨灘北西部海域 淡路島西部・南部海域 山陰海岸地先海域 |
| B | 水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの | 7.8以上8.3 以下 | 3mg/l 以下 | 5mg/l 以上 | — | 検出されないこと。 | 大阪湾(2) 洲本港(2) 播磨海域(11)、(12) 津居山港海域 |
| C | 環境保全 | 7.0以上8.3 以下 | 8mg/l 以下 | 2mg/l 以上 | — | — | 大阪湾(1) 洲本港(1) 志筑港 兵庫運河 播磨海域(1)~(10) |
| 測定方法 | | 規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 | 規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法) | 規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 | 最確数による定量法 | 付表9に掲げる方法 | |

備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100m l 以下とする。

2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料50m l を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1m l を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/l)10m l を正確に加えたのち、沸騰した水溶中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1m l とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5m l を加えてよう素を遊離させて、それを力値の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)ででんぶん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに淨留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$\text{COD}(\text{O}_2 \text{ mg/l}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{ Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$$

(a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の滴定値(m l)

(b): 淨留水について行った空試験値(m l)

f Na₂S₂O₃: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の力値

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級: ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(b) 栄養塩類

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基 準 値 | | 該当水域 |
|----------|--|---------------|----------------|---|
| | | 全窒素 | 全磷 | |
| I | 自然環境保全 及びⅡ以下の欄に掲げるものの(水産2種及び3種を除く。) | 0.2mg/l 以下 | 0.02mg/l 以下 | — |
| II | 水産1種 水浴 及びⅢ以下の欄に掲げるものの(水産2級及び3種を除く。) | 0.3mg/l 以下 | 0.03mg/l 以下 | 大阪湾(ハ)暫定目標(平成11年度)全窒素0.42mg/l 全磷0.034mg/l 播磨灘北西部 暫定目標(平成13年度)全磷0.033mg/l 播磨海域(二) 淡路島西部・南部海域 |
| III | 水産2種 及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。) | 0.6mg/l 以下 | 0.05mg/l 以下 | 大阪湾(口)暫定目標(平成11年度)全窒素0.68mg/l 播磨灘(イ)(口)(ハ) |
| IV | 水産3種 工業用水 生物生息環境保全 | 1mg/l 以下 | 0.09mg/l 以下 | 大阪湾(イ)暫定目標(平成11年度)全窒素1.2mg/l |
| 測 定 方 法 | | 規格45.4に定める方法 | 規格46.3に定める方法 | |

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される
 水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項目 | 基準値 |
|-----------------|---------------|
| カドミウム | 0.01mg/l 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01mg/l 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/l 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/l 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/l 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/l 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/l 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/l 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/l 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/l 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/l 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/l 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03mg/l 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/l 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/l 以下 |
| チラム | 0.006mg/l 以下 |
| シマジン | 0.003mg/l 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/l 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/l 以下 |
| セレン | 0.01mg/l 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/l 以下 |
| ふつ素 | 0.8mg/l 以下 |
| ほう素 | 1mg/l 以下 |

(4) 騒音に係る環境基準 (平成10年9月告示・平成11年4月1日から適用)

| 地域の 類型 | 基 準 値 | | 各類型を当てはめる地域 |
|-----------|----------|----------|---------------|
| | 昼間 | 夜間 | |
| AA | 50デシベル以下 | 40デシベル以下 | 都道府県知事が指定する地域 |
| A及びB | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 | |
| C | 60デシベル以下 | 50デシベル以下 | |

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 地 域 の 区 分 | 基 準 値 | |
|--|----------|----------|
| | 昼間 | 夜間 |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帶状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 基 準 値 | |
|----------|----------|
| 昼間 | 夜間 |
| 70デシベル以下 | 65デシベル以下 |

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

※騒音の評価手法は、等価騒音レベルによる。

(5) 航空機騒音に係る環境基準（昭和48年12月告示）

| 地 域 の 類 型 | | 基 準 値 (単位WECPNL) |
|-----------|------------------------------|---------------------|
| I | 専ら住居の用に供される地域 | 70以下 |
| II | 上記以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域 | 75以下 |

(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年7月告示)

地域類型をあてはめる地域

新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300m以内の地域とする。ただし、トンネルの部分、河川敷及び都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により工業専用地域に指定された地域を除き、トンネルの出入口及び橋りょうに係る部分については、別途図面に表示する区域とする。

環境基準

| 地 域 の 類 型 | | 基 準 値 |
|-----------|------------------------------|----------|
| I | 主として住居の用に供される地域 | 70デシベル以下 |
| II | 上記以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域 | 75デシベル以下 |

(7) ダイオキシン類に係る環境基準（平成11年12月環境庁告示第68号）

| 媒 体 | 基 準 値 | 測 定 方 法 |
|-----|-----------------------------|---|
| 大 気 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 | ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| 水 質 | 1pg-TEQ/l 以下 | 日本工業規格K0312に定める方法 |
| 土 壤 | 1,000pg-TEQ/g以下 | 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |

備考

- 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であつて、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

- (注) 1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 2 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 3 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区分されている施設に係る土壤については適用しない。

(8) 土壤の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日告示 最終改正平成10年4月)

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壤の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壤については、適用しない。

第2 環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壤については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。
なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあっては、土壤の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

別表

| 項目 | 環境上の条件 | 測定方法 |
|-----------------|---|---|
| カドミウム | 検液1 ℥につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。 | 環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 | 規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。) |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと。 | 昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメタンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法) |
| 鉛 | 検液1 ℥につき0.01mg以下であること。 | 規格54に定める方法 |
| 六価クロム | 検液1 ℥につき0.05mg以下であること。 | 規格65.2に定める方法 |
| 砒素 | 検液1 ℥につき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。 | 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法 |
| 総水銀 | 検液1 ℥につき0.0005mg以下であること。 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法 |
| 銅 | 農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。 | 昭和47年10月総理府令第66号に定める方法 |
| ジクロロメタン | 検液1 ℥につき0.02mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 検液1 ℥につき0.002mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液1 ℥につき0.004mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液1 ℥につき0.02mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液1 ℥につき0.04mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液1 ℥につき1mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液1 ℥につき0.006mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 検液1 ℥につき0.03mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 検液1 ℥につき0.01mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,3-ジクロロプロパン | 検液1 ℥につき0.002mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法 |
| チウラム | 検液1 ℥につき0.006mg以下であること。 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法 |
| シマジン | 検液1 ℥につき0.003mg以下であること。 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 検液1 ℥につき0.02mg以下であること。 | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | 検液1 ℥につき0.01mg以下であること。 | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| セレン | 検液1 ℥につき0.01mg以下であること。 | 規格67.2又は67.3に定める方法 |

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1 ℥につき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg及び0.01mgを超えていない場合には、それぞれ検液1 ℥につき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg及び0.03mgとする。
- 検液中に「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメタン及びEPNをいう。